

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い令和2(2020)年度中に博士の学位を取得できなかった者に対する「若手研究」の特例について(通知)

令和3(2021)年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)の「若手研究」に、公募要領で定める「応募時に博士の学位を取得しておらず、令和3(2021)年4月1日までに博士の学位を取得する予定の者」(以下「応募要件(2)」という。)の応募要件で応募し採択された者が交付申請を行うためには、令和3(2021)年4月1日までに博士の学位を取得し、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に「博士の学位取得日」が登録されている必要があります。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で研究活動への支障が生じ、博士の学位取得が遅れたことにより、交付申請資格を満たさない状況が発生することが想定されます。

つきましては、このような場合に交付申請を留保することができる特例を下記のとおり設けることとしましたので、貴職より関係者に周知願います。

記

(1) 特例の内容

令和3(2021)年度に限り、「若手研究」に応募要件(2)で応募し採択されたものの、令和3(2021)年4月1日までに博士の学位を取得できていない場合、最大1年間交付申請を留保することができる取扱いとします。

このため、令和3(2021)年度中に博士の学位を取得し、研究を開始する必要があります。令和4(2022)年4月1日時点において博士の学位を取得していない場合は、「若手研究」の交付内定を辞退する必要がありますので御留意ください。

(2) 対象者

令和3(2021)年度の「若手研究」に応募要件(2)で応募し採択された者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3(2021)年4月1日時点で博士の学位を取得できておらず、(1)の特例を希望する者。

(3) 手続き

本特例の手続きについては、交付内定通知（令和3（2021）年4月予定）でお知らせしますので、それを踏まえ必要な手続きを行ってください。

(4) 留意事項

- 本特例で交付申請を留保した者は、博士の学位取得後、研究を開始する際に交付申請を行う必要がありますが、博士の学位取得日以降直ちに研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありません。詳細は交付内定通知を参照してください。
- 本特例を活用したことにより研究開始時期が遅れた場合、当該期間分の研究期間が自動的に延長されるものではありませんが、研究期間の延長が必要となった場合は、研究期間の最終年度に補助事業期間延長承認申請書（様式F-14）で申請を行うことができます。

【本件問い合わせ先】

研究事業部 研究助成第一課 基金助成係

TEL : 03-3263-1867, 1843, 1057